

令和 3 年 6 月 8 日現在

機関番号：36301

研究種目：研究活動スタート支援

研究期間：2018～2020

課題番号：18H05683・19K20884

研究課題名（和文）多国籍企業の税負担削減行動に関する実証研究

研究課題名（英文）The empirical study on tax aggressiveness of international companies

研究代表者

岩崎 瑛美（Iwasaki, Emi）

松山大学・経営学部・講師

研究者番号：20824577

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 800,000円

研究成果の概要（和文）：本研究は、わが国多国籍企業が、国家間の税制の抜け穴を利用した租税回避を戦略的に実施し、税制改正による影響に対処することで税コストを最小化しているかどうかを検証した。分析の結果、平成27年度税制改正後、日本親会社が第3国に所在する中間子会社を利用する可能性は低下していることが示唆されている。したがって、わが国多国籍企業は、税制改正に対応し、企業の所有権構造を変化させることにより、戦略的に税負担を軽減していると考えられる。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究では、わが国多国籍企業が国際的な税務戦略を実施していることが示唆されている。わが国多国籍企業が税制改正による影響に対処することで税コストを最小化していることを指摘した点で、税務会計研究に貢献している。また、このような研究結果は、わが国企業の税務計画や政策立案に有用な情報を提供できると考えられる。しかし、国際的な税務戦略を実施している企業の特徴や具体的な税務行動を明らかにすることはできていない。

研究成果の概要（英文）：This study investigates whether Japanese multinational corporations have strategically reduced tax avoidance using differences in the tax system between countries and minimized tax costs by dealing with the impact of tax reform. As a result, this study suggests that the Japanese parent company is not likely to use intermediate subsidiaries located in a third country after the tax reform in 2015. Therefore, there is a possibility that Japanese multinational corporations are strategically reducing their tax burden by changing ownership structure in response to the tax reform.

研究分野：会計学

キーワード：税務会計 税負担削減行動

1. 研究開始当初の背景

近年、米国多国籍企業が、税制の抜け穴を利用した租税回避を行うことによって、企業グループの税負担を軽減する問題である「税源侵食と利益移転」(BEPS : Base Erosion and Profit Shifting) が生じている。この BEPS 問題に対処するために、OECD は BEPS プロジェクトを実施しており、2015 年には、BEPS プロジェクトの最終報告書が公表された。OECD 加盟国及びその他 G20 メンバー8 カ国それぞれが既存の国際課税ルールを見直し、必要性を検討したうえで国内法の改正を実施すると考えられる。すでに、わが国では、国際的な二重非課税に対応するために、平成 27 年度税制改正によって、外国子会社配当益金不算入制度が改正されている。

確かに、多国籍企業は、内国企業よりも税負担を軽減する傾向にある(Rego 2003; 大沼 2015)。しかし、わが国の税務専門家は別段の定めがない限り、会計処理と税務処理を一致させるべきであると考えられる傾向がある(鈴木 2013, 293 頁)。つまり、これは、企業の税務処理を請け負うわが国の税務専門家が、税制の抜け穴を利用した租税回避を行わない傾向にあることを意味している。

現在では、世界的に問題視されているような税制の抜け穴を利用した租税回避行動を行うことにより、わが国に親会社を有する多国籍企業(以下、わが国多国籍企業)が税負担を軽減しているかどうかについての実態が明らかにされておらず、わが国多国籍企業の税務行動を検証することは重要であると考えた。

2. 研究の目的

本研究の目的は、わが国多国籍企業が、国家間の税制の抜け穴を利用した租税回避を戦略的に実施し(以下、国際税務戦略)、税制改正による影響に対処することで税コストを最小化しているかどうかを明らかにすることであった。そこで、外国子会社配当益金不算入制度に焦点を当てた。わが国の外国子会社配当益金不算入制度は、平成 21 年度税制改正時に導入された。平成 21 年度税制改正前は、源泉税に外国税額控除を適用することで、外国子会社からの受取配当等に係る源泉税率の違いによって企業の税負担割合に違いが生じることはなかった。しかし、平成 21 年度税制改正後、内国法人は、従来、外国で環流させていた資金を、外国子会社からわが国企業へ配当することで、剰余金の配当等の額の 95%相当額を益金不算入とすることが可能となった。また、外国子会社配当に係る源泉税については、内国法人の所得の計算上損金の額に算入できず(法人税法第 39 条の 2)、外国税額控除(法人税法第 69 条)も適用することができなくなることから、源泉税率の違いによって税コストが生じるようになった。

その後、平成 27 年度税制改正では、内国法人が外国子会社から受ける配当等の全部又は一部が外国子会社の本店等において、外国子会社の所得の金額の計算上損金の額に算入することとされている場合には、その剰余金の配当等の額が外国子会社から受ける配当等の益金不算入制度を適用できず、益金に算入されることになった(法人税法第 23 条の 2 第 3 項第 1 号)。

これは、OECD(経済協力開発機構)の「BEPS 行動計画 2: ハイブリッド・ミスマッチ取極めの効果の無効化」の勧告を踏まえた、二重非課税を防止するための国内法の改正である。ここで、内国法人が外国子会社から受ける配当等の全部又は一部が外国子会社の本店等において、外国子会社の所得の金額の計算上損金の額に算入することができるのは、オーストラリア子会社からの償還優先株式やブラジル子会社からの利子配当等である(今村 2016)。

この場合におけるその剰余金の配当等に係る源泉税は、損金の額に算入する、もしくは外国税額控除の対象とすることができる。なお、平成 27 年度税制改正は、平成 28 年 4 月 1 日以降に開

始する事業年度において適用されるが、経過措置により、平成 28 年 4 月 1 日において有する外国子会社の剰余金の配当等を平成 28 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間に開始する各事業年度において受ける場合には、平成 27 年度税制改正以前と同様の取扱いとされる。

つまり、オーストラリア子会社からの償還優先株式やブラジル子会社からの利子配当等に対して益金不算入制度を適用できない場合には、その剰余金の配当等に係る源泉税は、損金の額に算入する、もしくは外国税額控除の対象とすることができる。したがって、平成 27 年度税制改正により、オーストラリア子会社からの償還優先株式やブラジル子会社からの利子配当等に対しては、外国子会社配当益金不算入制度の取扱いの変更により、平成 21 年度から平成 27 年度の間、外国子会社配当に係る源泉税が税コストとなっていたのに対して、平成 28 年度以降は税コストとならなくなった。

そこで、本研究では平成 27 年度税制改正による企業の所有権構造の変化を分析することで、税制改正に対処し、わが国多国籍企業が戦略的に税負担を軽減しているかどうかを検証した。わが国多国籍企業が国際税務戦略を行っているならば、それらの企業の特徴及び税務行動を明らかにすることで、企業の税務計画や政策立案に有用な情報を提供することができ、税務会計研究に貢献すると考えられる。

3. 研究の方法

本研究では、仮説を検証するために、平成 27 年度税制改正以降、わが国多国籍企業が所有権構造を変化させているとして、ロジスティック回帰分析を行った。

データは、Bureau van Dijk 社の 2016 年 3 月 21 日及び 2017 年 3 月 27 日にアップデートされた Orbis オーナーシップデータから入手した。各国の源泉税率及び法人税率は、EY Advisory & Consulting Co., Ltd.がウェブ上で公表している 2016 Worldwide Corporation Tax Guide 及び 2017 Worldwide Corporation Tax Guide から入手した。また、腐敗スコアは、TRANSPARENCY INTERNATIONAL から入手した。直接投資リスクについては、わが国と末端子会社国間における二国間投資協定締結の有無を経済産業省ホームページから入手した。さらに、わが国と諸外国間における二国間租税条約締結の有無については、財務省ホームページから入手した。

サンプルは、2016 年 3 月 21 日及び 2017 年 3 月 27 日更新の Orbis オーナーシップデータから全日本企業を抽出すると、132,008 企業・年であった。そこから、金融・証券・保険に属する企業を除くと、105,462 企業・年となった。そして、法人税法 23 条の 2 第 1 項において、外国子会社は、内国法人が保有しているその株式又は出資の数又は金額がその発行済株式又は出資の総額又は総額の 100 分の 25 以上に相当する数又は金額となっているその他の政令で定める要件を備えている外国法人をいうとされていることから、親会社の出資比率が 25% 以下の出資先・子会社を除くと、3,732 企業・年であった。

4. 研究成果

分析の結果、平成 27 年度税制改正後、日本親会社が第 3 国に所在する中間子会社を利用する可能性は低下していることが示唆されている。したがって、わが国多国籍企業は、税制改正に対応し、企業の所有権構造を変化させることにより、戦略的に税負担を軽減していると考えられる。

本研究では、わが国多国籍企業が国際的な税務戦略を実施しており、税制改正による影響に対処することで税コストを最小化していることを指摘した点で、税務会計研究に貢献している。しかし、国際的な税務戦略を実施している企業の特徴や具体的な税務行動を明らかにすることはできていない。

<参考文献>

今村宏嗣 2016「ハイブリッド・ミスマッチに対する各国の対応及び我が国における執行上の問題点」『税大論叢』第87号 1-234頁。

大沼宏 2015『租税負担削減行動の経済的要因-租税負担削減行動のインセンティブの実証分析』同文館出版。

鈴木一水 2013『税務会計分析-税務計画と税務計算の統合-』森山書店。

Rego, S. O. 2003. Tax avoidance activities of U.S. multinational corporations. *Contemporary Accounting Research* 20 (4): 805-833.

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計1件（うち査読付論文 0件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 1件）

1. 著者名 岩崎瑛美	4. 巻 32
2. 論文標題 日本の多国籍企業における国際課税への対応	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 松山大学論集	6. 最初と最後の頁 55-71
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

〔学会発表〕 計1件（うち招待講演 0件 / うち国際学会 1件）

1. 発表者名 Emi iwasaki
2. 発表標題 Factors in Japanese multinational companies' international tax strategy
3. 学会等名 International Conference on Business, Economics and Information Technology（国際学会）
4. 発表年 2019年

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

6. 研究組織

氏名 （ローマ字氏名） （研究者番号）	所属研究機関・部局・職 （機関番号）	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------